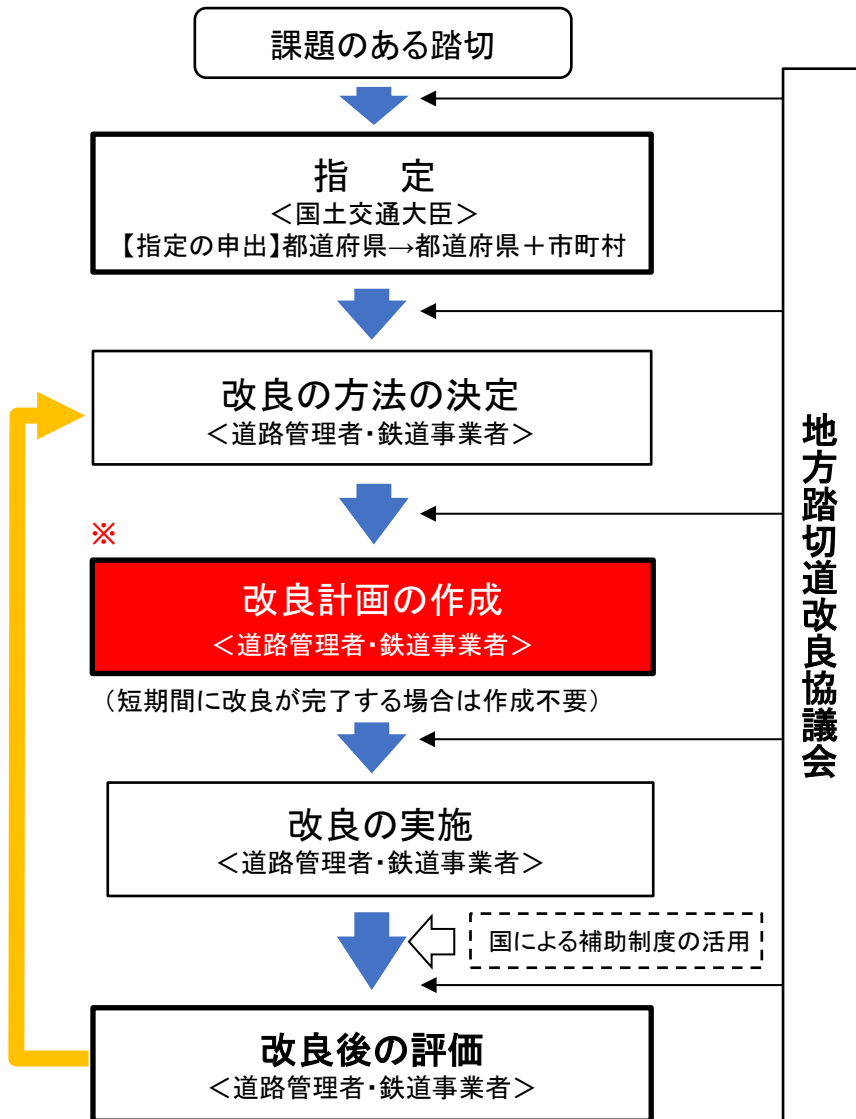


踏切道の改良計画について

踏切道の改良計画について

法指定踏切道の流れ

※今回該当部分



踏切道指定基準

- 開かずの踏切(3号)
- 自動車ボトルネック踏切(1号)
- 歩行者ボトルネック踏切(2号)
- 歩道狭隘踏切(4号・5号)
- 通学路要対策踏切(9号)
- 事故多発踏切(8号)
- 移動等円滑化要対策踏切(11号)

- 地域課題踏切(12号)

- 高齢者等対策踏切(10号)
- 遮断機が未設置(6号)
- 支障報知装置が未設置(7号)

緊急に対策の検討が必要な踏切
(カルテ踏切)

道路側対策 (立体交差化・構造改良等) 鉄道側対策 (保安設備等)

■改良計画書提出 踏切道一覧

No.	都道府県	踏切道名	所在地	道路管理者名	道路名	鉄道事業者名	鉄道路線名	対策内容	該当する指定に係る基準第二条 (踏切道改良促進法施行規則)	
									指定年月日	号
1	福井県	近町	福井県福井市	福井市	市道 中央2-413号線	(株)ハピラインふくい	ハピラインふくい線	構造改良 (歩道設置)	R7. 1. 15	12
2	福井県	上野	福井県大野市	大野市	市道 上野新塚原線	西日本旅客鉄道(株)	越美北線	構造改良 (車道拡幅、歩道設置)	R4. 12. 16	12
3	福井県	金山	福井県美浜町	美浜町	町道 久々子・金山線	西日本旅客鉄道(株)	小浜線	構造改良 (車道拡幅、歩道設置)	R4. 1. 21	12

※上野、金山については、変更計画